

一般財団法人広島市都市整備公社長期継続契約に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益法人会計基準（平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）に定める債務負担行為を行わないで、翌年度以降にわたり契約締結できる契約（以下「長期継続契約」という。）について、必要な事項を定める。

(対象となる契約)

第2条 長期継続契約の対象となる契約は、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供を受ける契約（以下「第1号契約」という。）
- (2) 不動産を借りる契約（以下「第2号契約」という。）
- (3) 物品を借り入れる契約のうち、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的なもの（以下「第3号契約」という。）
- (4) 役務の提供を受ける契約のうち、施設の管理業務その他の毎年4月1日から年間を通じて継続的に役務の提供を受ける必要がある業務に係るもので、かつ次の各号に掲げる要件をすべて満たすもの（以下「第4号契約」という。）
 - ア 経常的かつ継続的に行われるものであること
 - イ 毎年度の当初から行われるものであること
 - ウ 契約の相手方が委託業務の履行のために一定の準備期間が事前に必要であること
 - エ 履行可能な業者が複数あり、かつ、一般競争入札などの競争性のある契約手続で相手方を決定するものであること

(第4号契約の対象除外について)

第3条 前条の規定にかかわらず、第4号契約については、次の各号のいずれかに該当するものは長期継続契約の対象としない。

- (1) 契約期間中に大幅な仕様の変更が予定されているもの
- (2) 翌年度以降の支出予算の保証を必要とするもの
- (3) 契約期間が複数年度であっても単発・臨時的に行われるもの
(予算の制限)

第4条 長期継続契約を締結する場合には、各年度における当該契約の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

(履行及び契約期間)

第5条 長期継続契約の履行期間の設定は、次のとおりとする。

- (1) 第1号契約及び第2号契約
特に制限をしない。
- (2) 第3号契約
法定耐用年数等に基づき商慣習上適正に定められる期間とする。
- (3) 第4号契約
施設の管理業務に係るものは、原則として2年以内とする。ただし、特別な理由がある場合には、経営管理部長に協議のうえ、2年を超えて設定できる。

2 契約期間は、前項に定める履行期間に履行準備期間（契約締結日から履行開始日の前日）を加えた期間とする。

(契約書)

第6条 長期継続契約を締結する場合には、一般財団法人広島市都市整備公社契約規程（以下「契約規程」という。）第27条第1項第1号の規定にかかわらず、契約書を作成しなければならない（第1号契約及び第2号契約を除く。以下同じ。）。

2 契約書の記載事項については、次のとおりとする。

(1) 契約期間

契約期間のほかに履行期間を併記するとともに、長期継続契約である旨を記載しなければならない。

(2) 契約金額

ア 第3号契約 原則として月額で記載

イ 第4号契約 原則として年額で記載

(3) 契約条項（特約条項）

翌年度以後の予算が減額・削除された場合には当該契約の変更・解除があり得るとする特約条項（条件付解除条項）及びそれに伴う損害賠償の責めを当公社は負わないとする特約条項（免責条項）を記載すること。

(記載例)

第〇条 第△条の規定により、甲が乙に支払うべき金額について、翌年度以降において収入支出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、甲は当該契約を変更又は解除することができる。

2 乙が前項の規定による契約の変更又は解除により損害を受けることがあっても、甲は、その損害賠償の責めを負わないものとする。

(支出負担行為)

第7条 長期継続契約に係る支出負担行為については、次のとおり取り扱う。

(1) 契約期間

契約期間のほかに履行期間を併記するとともに、長期継続契約である旨を記載しなければならない。

(2) 執行予定額

執行予定額は、契約期間中の予定支払総額とし、執行予定額の内訳として各年度の執行予定額を記載すること。

(3) 契約方法

一般競争入札等の契約方法については、第3号契約にあつては予定賃借料の年額をもって、第4号契約にあつては契約期間中の予定支払総額をもって判断すること。

(4) 決裁者

契約期間中の予定支払総額をもって判断すること。

(5) 積算

当初年度の労務単価及び履行期間を考慮した諸経費率を基礎とすること。

(入札等について)

第8条 長期継続契約に係る入札及び見積合わせについては、次のとおり取り扱う。

(1) 入札公表等

ア 入札公表、指名通知、又は見積依頼（以下「入札公表等」という。）には、契約期間及び履行期間を記載するとともに、長期継続契約である旨を記載すること。

イ 入札公表等には、翌年度以降の予算が減額・削除された場合に契約の変更・解除があり得ること、また、当該変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないこ

とを記載すること。

(2) 予定価格、入札（見積）金額及び契約金額

原則として、第3号契約については月額とし、第4号契約については年額とすること。

(3) 契約保証金

第3号契約については月額賃借料に12を乗じて得た額の100分の10以上の額を、また、第4号契約については契約金額（年額）の100分の10以上の額を、それぞれ納付させ、履行の完了を確認した後に還付すること。ただし、契約規程第30条各号及び第31条第1項各号に該当する場合は、この限りでないこと。

(運用)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、経営管理部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年12月1日以後に行われる入札公表、指名通知その他契約の申込みの誘引を行うものについて適用する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。